

川内原子力発電所 2号機 第28回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
  - ①非常用電源設備
  - ②常用電源設備
  - ③火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体157体のうち、一部を新燃料に取り替える。

(2) タービン動補助給水ポンプ取替工事

タービン動補助給水ポンプについて、事故時の運転操作を簡素化することができるポンプへ取替えを行い、更なる安全性の向上を図るとともに、製造メーカーを海外メーカーから部品調達が確実な国内メーカーへ変更することにより、サプライチェーンの強化を図る。

(3) 格納容器真空逃がし装置取替工事

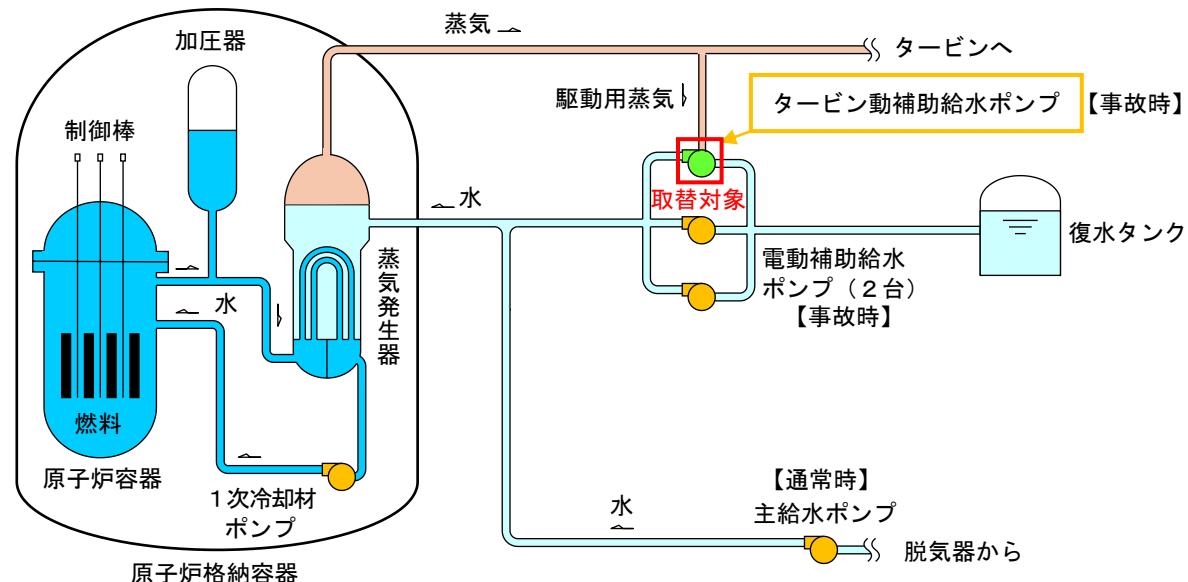
格納容器真空逃がし装置について、製造メーカーを海外メーカーから部品調達が確実な国内メーカーへ変更することにより、サプライチェーンの強化を図る。

以上

# 主な工事の概要

## タービン動補助給水ポンプ取替工事

タービン動補助給水ポンプについて、事故時の運転操作を簡素化することができるポンプへ取替えを行い、更なる安全性の向上を図るとともに、製造メーカーを海外メーカーから部品調達が確実な国内メーカーへ変更することにより、サプライチェーンの強化を図る。

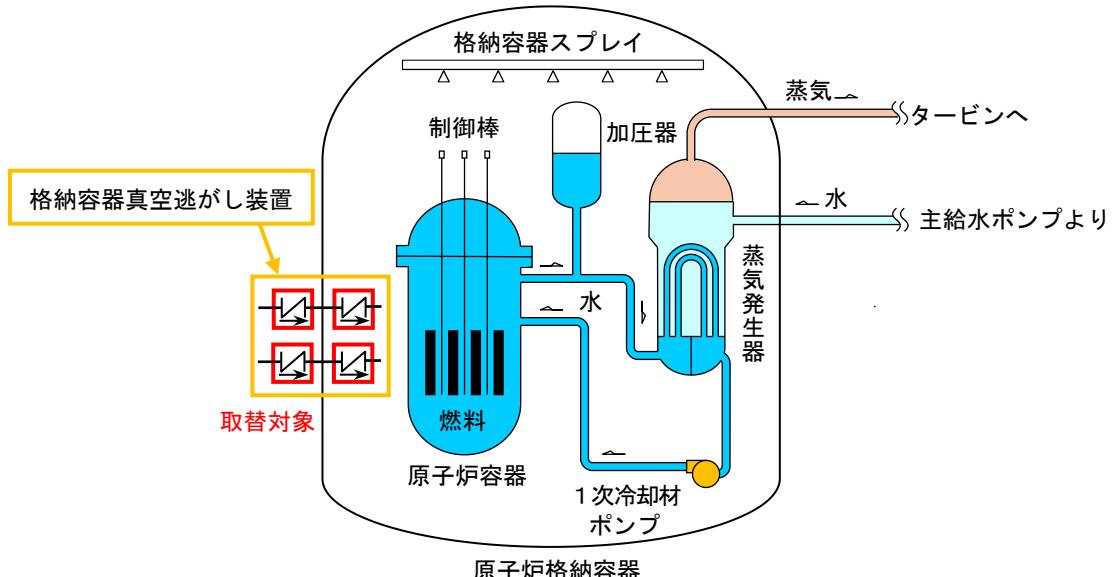


### 【タービン動補助給水ポンプ】

蒸気発生器へ通常の給水機能が喪失した場合に、復水タンクの純水を蒸気発生器に給水し、原子炉を冷却するために用いる蒸気タービン駆動の補助給水ポンプ。

## 格納容器真空逃がし装置取替工事

格納容器真空逃がし装置について、製造メーカーを海外メーカーから部品調達が確実な国内メーカーへ変更することにより、サプライチェーンの強化を図る。



### 【格納容器真空逃がし装置】

通常運転中に格納容器スプレイ設備が誤動作し、原子炉格納容器内が負圧状態になることを防ぐために設置している装置（逆止弁）。